核燃料輸送物設計承認書

原規規発第 2204152 号 令和 4 年 4 月 15 日

原子燃料工業株式会社 代表取締役社長 伊藤 義章 殿

原子力規制委員会

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号)第41条第1項の規定に基づき、令和4年1月26日付け熊原第21-021号(令和4年3月17日付け熊原第22-002号をもって一部補正。以下「申請書」という。)をもって申請のあった核燃料輸送物の設計については、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)に定める技術上の基準に適合していると認められるので、同規則第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

なお、本核燃料輸送物設計承認書は、本核燃料輸送物が通過し又は搬入される国において定められた原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者が従うべき義務を免除するものではないことを申し添えます。

記

核燃料輸送物設計承認番号 J/2042/AF 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 添付の申請書の写しに記載のとおり

核燃料輸送物設計承認書の有効期間

令和4年4月15日から令和44年4月14日まで

ただし、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年 総理府令第57号)及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術 上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号)(以下「規則等」 という。)の改正により、規則等に定める技術上の基準(設計に係るものに限る。)に適 合しなくなった場合は失効する。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号)第41条第2項第3号から第12号まで及び第14号に掲げる事項

添付の申請書の写しの1.から13.までに記載のとおり

核燃料輸送物設計承認申請書

熊原第21-021号 令和4年1月26日

原子力規制委員会殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 5 号原子燃料工業株式会社 取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を 定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号)第41条第1項の規定により、下記の通り申請 します。

1. 核燃料輸送物の名称
TNF-XI型
2. 輸送容器の外形寸法、重量及び主要材料
(1) 輸送容器の外形寸法
長さ:約 <u></u> m
幅 : 約m
高さ:約m
(2) 輸送容器の重量
k g以下
(3) 核燃料輸送物の総重量
k g以下
(4) 輸送容器の概略を示す図
図1の通り
(5) 輸送容器の主要材料
表1の通り
3. 核燃料輸送物の種類
A型核分裂性輸送物
4. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 表 2 ~ 1 1 の通り
5. 輸送制限個数
(1) 輸送制限個数: 個(ケース1、粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
[個 (ケース2、長尺粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
[個 (ケース3、粉末収納缶を使用しウラン残渣を収納)
(2)配列方法:任意
(3) 臨界安全指数 : (ケース1、粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
□ (ケース2、長尺粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
□ (ケース3、粉末収納缶を使用しウラン残渣を収納)
6. 運搬中に予想される周囲の温度の範囲
- 40℃から38℃まで

7. 収納物の臨界防止のための核燃料輸送物の構造に関する事項

収納物の臨界防止のため、核燃料物質が収納される内容器がステンレス鋼の連結パイプで強固に固定され、所定の間隔が保たれるようになっている。また、内容器の側面、底面及び外蓋に中性子吸収材が配置されている。

8. 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項

臨界安全評価において内容器内を含む輸送物全体に浸水するものとして評価している。

9. 収納物の密封性に関する事項

本輸送容器の密封境界である内容器は、内容器本体、内蓋及びガスケットで構成され、 ガスケットにはEPDM(エチレン・プロピレンゴム)が用いられている。

10. BM型輸送物にあっては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての 説明

該当しない。

11. 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

輸送容器の保守及び定期自主検査並びに核燃料輸送物の取扱いについては、別紙1に 記載した方法により実施する。

- 12. 輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)に関する事項 輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)については、別紙2の 通り。
- 13. その他特記事項

現行、TNF-XI型輸送物には、2つの設計承認番号が存在する。それぞれの設計承認番号において、輸送容器の構造は同一であるものの、収納物が異なる。設計承認番号、設計承認書は以下の通りである。

- ① 設計承認番号: J/2006/AF-96 (Rev.5) (以下、設計①と称す)
 - ·核燃料輸送物設計承認書:原規規発第 2105124 号
- ② 設計承認番号: J/2021/AF-96 (以下、設計②と称す)
 - ・核燃料輸送物設計承認書:原規規発第1612263号(以下、設計②と称す) ※設計②は2021年12月26日に有効期限切れ

本申請において、輸送容器の構造は設計①、②と同等である。また、収納物はケース 2 の 99 Tc 濃度制限値の変更及びケース 1、3 のブロッキングシステムの追加を除き、設計①、②に含まれている以下の 3 ケースと同等である。

- ・ケース1:粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納するケース(設計①)
- ・ケース2:長尺粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納するケース(設計①)
- ・ケース3:粉末収納缶を使用しウラン残渣を収納するケース(設計②)

ケース 2 の 99Tc 濃度制限値の変更

⁹⁹Tc≦ μg/gU から ⁹⁹Tc≦ μg/gU に変更した。

ケース1および3のブロッキングシステムの追加

ケース 1、ケース 3 の収納物として、ブロッキングシステム(ステンレス鋼製スペーサ、プラスチックスペーサ、センタリングシステム)を追加した(図 1 参照)。なお、必要に応じて、ウラン酸化物またはウラン残渣の最大収納量を減らしたため、ブロッキングシステム追加による輸送物総重量の変更はない。また、臨界解析では容器内に水が侵入する条件としてため、水より水素密度が低いブロッキングシステムの追加は臨界解析に影響を及ぼさない。以上のことから、ブロッキングシステム追加は各安全解析へ影響を及ぼさない。

別紙

- 1 輸送容器の設計及び核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安 全性に関する説明書
- 2 輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)に関する説明書

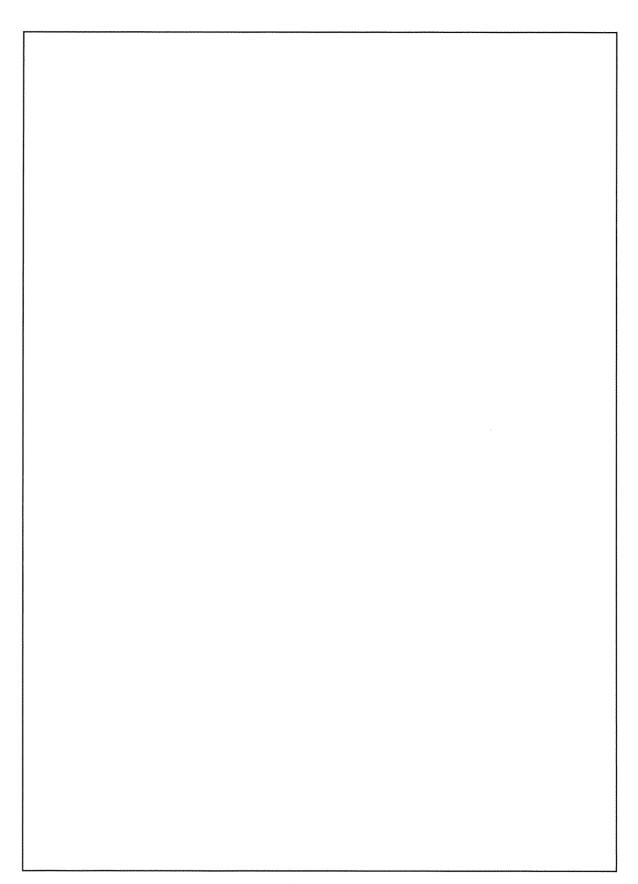


表1 輸送容器の主要材料

容器 部位	材質
外容器	ステンレス鋼
内容器	ステンレス鋼
耐熱衝擊緩衝材	フェノリックフォーム
中性子吸収材	ボロン入りレジン、ボロン入りステンレス鋼
外蓋外殼	ステンレス鋼
外蓋補強材	アルミニウム合金
内蓋	ステンレス鋼
ガスケット	エチレン・プロピレンゴム
収納袋	ポリエチレン、ポリウレタン

表 2 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (ケース 1)

T- NG	L = V TA /LAL /TIO TIO TIVETTO V TI AND THE (+ 0)		
種類	ウラン酸化物(UO ₂ , U ₃ O ₈ 又は UO ₃)及び添加物(表 3)		
性状	固体(粉末、焼結体又はスクラップ)		
重量	表4の通り		
放射能の量	総 量 Bq以下		
	Bq以下		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	な ²³⁵ U Bq以下		
	主要 234U Bq以下 な 235U Bq以下 核 4 236U Bq以下		
To the second se	1 ^{1里} 238U Bq 以下		
***************************************	99Tc Bq以下		
濃縮度	□%以下		
燃焼度			
発熱量	該当しない		
冷却日数			
	$_{232}\mathrm{U}$ \leq 0.0001 μ g/gU		
連続カニン内の	$^{234}{ m U}$ $\leq 10 \times 10^3 \ \mu \ { m g/g^{235}U}$		
機縮ウラン中の 不純物仕様	$^{236}\mathrm{U}$ $\leq 250~\mu~\mathrm{g/gU}$		
1 1 AMERICA PITASK	$_{99}\text{Tc}$ $\leq 0.01 \ \mu \text{ g/gU}$		
	ただし、 ²³⁶ U<125 μg/gU の場合は、 ²³² U 及び ⁹⁹ Tc は適用外		

表 3 添加物 (ケース 1)

***************************************	添加物	化学式	最大添加量
A			
В			
С			
D			
Е			
F			

表 4 内容器の収納制限 (ケース 1)

			以下)		
沙典 公定 FFF	濃縮度 装荷制限条件(kg)				
(長和1) (長	粉末	焼結体	スクラップ		
			H		
Etherlein ethermanism in the second s		The state of the s			
			以下)		
Salta Gode rates		装荷制限条件(kg)			
濃縮度	粉末	焼結体	スクラップ		
*装荷制限条件		と添加物(A~F)の合計	重量を記載している。		

*粉末収納缶には、表5に記載する仕様のボロン入りステンレス鋼製リングが粉末収納缶内側に接着固定される。

*ウラン酸化物を収納した粉末収納缶(ケース 1)、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶(ケース 2)、及びウラン残渣を収納した粉末収納缶(ケース 3)は同一輸送容器内に混載しない。

表 5 ボロン入りステンレス鋼製リング仕様

外径	約□mm		高さ	最小Lmm
板厚	最小 □ mm		重量	最大□kg
			Cr	□%以上、□%以下
材料	ボロン入りステンレス鋼	化学成分	Ni	□%以上、□%以下
			В	□%以上、□%以下

表 6 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量(ケース 2)

種類	ウラン酸化物((UO ₂ , U ₃ O ₈ 又は UO ₃) 及び添加物(表 7)
性状	固体(粉末、焼	:結体又はスクラップ)
重量	表8の通り よ	
放射能の量	総量	Bq以下
	→ 232U	Bq以下
	要 ²³⁴ U	Bq以下
	な 235U	Bq以下
	主 要 234U な 235U 核 種	Bq以下
	238U	Bq以下
	⁹⁹ Tc	Bq以下
濃縮度	□%以下	
燃焼度		
発熱量	該当しない	
冷却日数		
	232 U	\leq 0.0001 μ g/gU
濃縮ウラン中の	234Ŭ	$\leq 10 \times 10^3 \ \mu \ \text{g/g}^{235} \text{U}$
不純物仕様	236U	≦250 μg/gU
	⁹⁹ Tc	≦0.05 μg/gU

表 7 添加物 (ケース 2)

	添加物	化学式	最大添加量
A			
В			
С			
D			
Е			
F			

表8 内容器の収納制限 (ケース 2)

	装荷制限	条件(kg)				
ウラン酸化物量 (濃縮度 □ %以下)						

* ウラン酸化物を収納した粉末収納缶 (ケース 1)、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶 (ケース 2)、及びウラン残渣を収納した粉末収納缶 (ケース 3)は同一輸送容器内に混載しない。

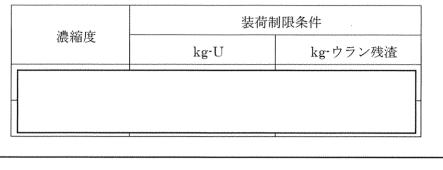
表 9 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (ケース 3)

		ウラン化合物及びその他含有物(表10の通り)		
性状		固体		
重量		表 1	 1 の通り	
放射能の量**			232U 234U 235U 236U 238U	Bq以下 Bq以下 Bq以下 Bq以下 Bq以下 Bq以下 Bq以下
濃縮度	濃縮度		vt%以下	1.00
燃焼度				
発熱量		該当しない		
冷却日数				
		232U 234U		$01\mu\ ext{g/gU}$ $10^3\mu\ ext{g/g}^{235} ext{U}$
	濃縮度	236U	≦250 µ	ι g/gU
	□wt%以下	$_{99}\mathrm{Tc}$ $\leq 0.01\mu\mathrm{g/gU}$		μg/gU
濃縮ウラン中		ただし、 ²³⁶ U≦125 µ g/gU の場合は、 ²³² U 及び ⁹⁹ Tc は適		
の不純物仕様		用外		
	濃縮度	232 U	≦0.000	04 μ g/gU
	₩t%以	234 U	≦10×	$10^3\mu\ { m g/g^{235}U}$
	下 下	236U	≦1000	μg/gU
	1	⁹⁹ Tc	≦0.04	$\mu~{ m g/gU}$

表10 ウラン化合物及びその他の含有物 (ケース3)

含有物
-
_

表11 内容器の収納制限 (ケース3)



*ウラン酸化物を収納した粉末収納缶(ケース 1)、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶(ケース 2)、及びウラン残渣を収納した粉末収納缶(ケース 3)は同一輸送容器内に混載しない。

以上

核燃料輸送物設計承認申請書の一部補正について

熊原第22-002号 令和4年3月17日

原子力規制委員会殿

住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 5 号 氏名 原子燃料工業株式会社 取締役社長 伊藤 義章

令和4年1月26日付熊原第21-021号をもって申請した核燃料輸送物設計承認申請書について、下記のとおり一部補正します。

記

核燃料輸送物設計承認申請書を次のとおり変更し、別紙を添付のとおり変更する。

- 1. 核燃料輸送物の名称 TNF-XI型
- 2. 輸送容器の外形寸法、重量及び主要材料
 - (1) 輸送容器の外形寸法

長さ:約1.10m

幅 :約1.10m

高さ:約1.04m

(2) 輸送容器の重量

660kg以下

(3) 核燃料輸送物の総重量

1,050kg以下

(4) 輸送容器の概略を示す図

図1の通り

詳細形状は、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計承認申請書(令和 4 年 1 月 26 日付熊原第 21-021 号(令和 4 年 3 月 17 日付第 22-002 号をもって一部補正))に係る別紙 1 の(イ) - 第 1 図から(イ) - 第 11 図までに示されている。

- (5)輸送容器の主要材料 表1の通り
- 3. 核燃料輸送物の種類 A型核分裂性輸送物
- 4. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量表2~11の通り
- 5. 輸送制限個数
 - (1)輸送制限個数:100個(ケース1、粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納) 制限なし(ケース2、長尺粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納) 制限なし(ケース3、粉末収納缶を使用しウラン残渣を収納)
 - (2)配列方法:任意
 - (3) 臨界安全指数 : 0.5 (ケース1、粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
 - 0 (ケース2、長尺粉末収納缶を使用しウラン酸化物を収納)
 - 0 (ケース3、粉末収納缶を使用しウラン残渣を収納)

- 運搬中に予想される周囲の温度の範囲
 -40℃から38℃まで
- 7. 収納物の臨界防止のための核燃料輸送物の構造に関する事項

収納物の臨界防止のため、核燃料物質が収納される内容器がステンレス鋼の連結パイプで強固に固定され、所定の間隔が保たれるようになっている。また、内容器の側面、底面及び外蓋に中性子吸収材が配置されている。

- 8. 臨界安全評価における浸水の領域に関する事項 臨界安全評価において内容器内を含む輸送物全体に浸水するものとして評価している。
- 9. 収納物の密封性に関する事項

本輸送容器の密封境界である内容器は、内容器本体、内蓋及びガスケットで構成され、 ガスケットにはEPDM (エチレン・プロピレンゴム) が用いられている。

10. BM型輸送物にあっては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての 説明

該当しない。

11. 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

輸送容器の保守及び定期自主検査並びに核燃料輸送物の取扱いについては、本核燃料輸送物設計承認申請書(令和4年1月26日付熊原第21-021号(令和4年3月17日付第22-002号をもって一部補正))に係る別紙のとおり。

- 12. 輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)に関する事項 輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)については、本核燃料 輸送物設計承認申請書(令和4年1月26日付熊原第21-021号(令和4年3月17日 付第22-002号をもって一部補正))に係る別紙のとおり。
- 13. その他特記事項
 - (1) 使用予定年数

40年

別紙

- 1 輸送容器の設計及び核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書
- 2 輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)に関する説明書

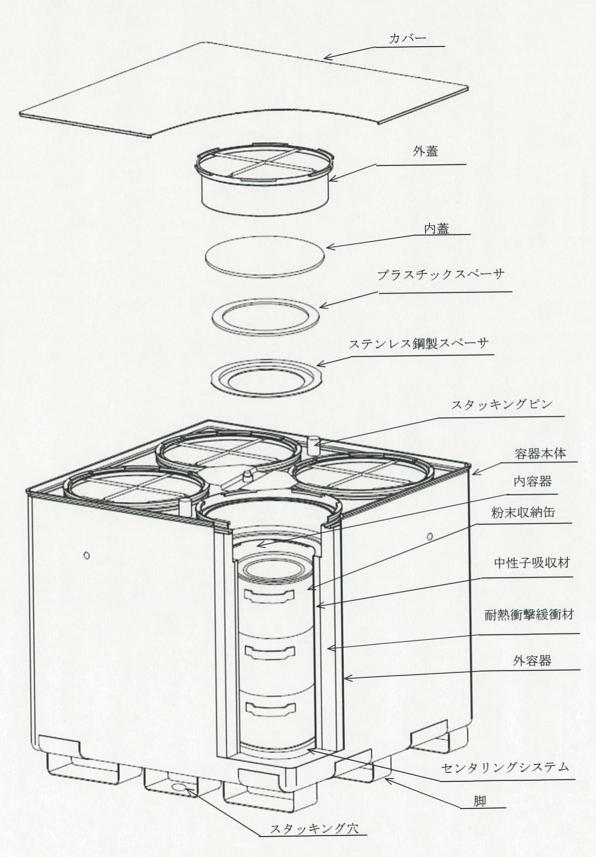


図1 TNF-XI 型輸送物外観図

表1 輸送容器の主要材料

容 器 部 位	材質
外容器	ステンレス鋼
内容器	ステンレス鋼
耐熱衝擊緩衝材	フェノリックフォーム
中性子吸収材	ボロン入りレジン、ボロン入りステンレス鋼
外蓋外殼	ステンレス鋼
外蓋補強材	アルミニウム合金
内蓋	ステンレス鋼
ガスケット	エチレン・プロピレンゴム

表 2 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量(ケース 1)

種類	ウラン	酸化物	(UO ₂ , U ₃ O ₈ 又はUO ₃)及び添加物(表3)		
性状	固体	固体(粉末、焼結体又はスクラップ)			
重量	表40)通り			
放射能の量			4.012×10 ¹⁰ Bq 以下		
	主	232U	1.440×10 ⁸ Bq 以下		
	葽	234U	2.895×10 ¹⁰ Bq 以下		
	な	235U	2.004×10 ⁹ Bq 以下		
	主要な核種	236U	1.499×10 ⁸ Bq 以下		
	7里	238U	8.873×10 ⁹ Bq 以下		
		⁹⁹ Tc	1.571×10 ⁶ Bq 以下		
濃縮度	5.0%	以下			
燃焼度					
発熱量	該当	しない			
冷却日数					
		232U	$\leq 0.0001 \ \mu \text{ g/gU}$		
		234U	$\leq 10 \times 10^3 \ \mu \ g/g^{235} U$		
濃縮ウラン中の		236U	≦250 μ g/gU		
不純物仕様		⁹⁹ Tc	≦0.01 μg/gU		
	ただ	L. 236U	< 125 μg/gU の場合は、 ²³² U 及び ⁹⁹ Tc は適用外		

表 3 添加物 (ケース 1)

	添加物	化学式	最大添加量
A	ステアリン酸マグネシウム	$Mg(C_{17}H_{35}COO)_2$	
В	ステアリン酸亜鉛	$(CH_3(CH_2)_{16}COO)_2Zn$	
C	エチレンビスステアリン酸	C ₁₇ H ₃₅ CONHCH ₂ CH ₂ NHCOC ₁₇ H ₃₅	
С	アミド	C171100C 02 122 022	
D	ガドリニア	Gd ₂ O ₃	
Е	エルビア	Er ₂ O ₃	
F	アゾジカルボンアミド	$C_2H_4N_4O_2$	

表 4 内容器の収納制限 (ケース 1)

(ポリエチレン製袋、添加物 A、B、C の合計重量が 390g 以下)

	装荷制限条件(kg)				
濃縮度	粉末	焼結体	スクラップ		
4.45%以下	71.00	63.50	71.00		
4.55%以下	71.00	63.50	71.00		
4.65%以下	71.00	63.50	68.75		
4.75%以下	71.00	63.50	65.00		
4.85%以下	71.00	62.50	62.50		
5.00%以下	71.00	58.75	58.75		

(ポリエチレン製袋、添加物 A、B、C の合計重量が 390g を超えて 1620g 以下)

	装荷制限条件(kg)				
濃縮度	粉末	焼結体	スクラップ		
4.45%以下	71.00	63.50	71.00		
4.55%以下	71.00	63.50	67.50		
4.65%以下	71.00	63.50	65.25		
4.75%以下	71.00	61.75	61.75		
4.85%以下	71.00	59.25	59.25		
5.00%以下	71.00	55.75	55.75		

- *装荷制限条件には、ウラン酸化物と添加物 (A~F) の合計重量を記載している。
- *輸送容器には、4個の内容器があるため最大重量は、それぞれ4倍した値となる。
- *各内容器に最大 4.0 kg のブロッキングシステムを収納する。
- *焼結体を収納する場合は、各内容器に最大 7.5 kg ステンレス鋼製の波板等を収納する。
- *輸送容器には、収納する核燃料物質等の有無に関係なく、各内容器に3個(輸送容器1基で計12個)の粉末収納缶が収納される。
- *粉末収納缶には、表5に記載する仕様のボロン入りステンレス鋼製リングが粉末収納缶内側に接着固定される。
- *ウラン酸化物を収納した粉末収納缶(ケース 1)、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶(ケース 2)、及びウラン残渣を収納した粉末収納缶(ケース 3)は同一輸送容器内に混載しない。

表 5 ボロン入りステンレス鋼製リング仕様

外径	mm		高さ	mm
板厚	mm		重量	4kg
材料	ボロン入りステンレス鋼	化学成分	Cr Ni	
173 177	WED)(1) WE THE	12.779.50	В	

表 6 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量 (ケース 2)

種類	ウラ	ン酸化物	(UO ₂ , U ₃ O ₈ 又は UO ₃)及び添加物(表 7)		
性状	固体	固体(粉末、焼結体又はスクラップ)			
重量	表8	の通り			
放射能の量	総	量	1.413×10 ⁹ Bq 以下		
	主	232U	5.070×10 ⁶ Bq 以下		
	葽	234U	1.019×10 ⁹ Bq 以下		
	主要な核種	235U	7.057×10 ⁸ Bq 以下		
	移種	236U	5.277×10 ⁶ Bq 以下		
	7里	238U	3.124×10 ⁸ Bq 以下		
		99Tc	2.765×10 ⁵ Bq 以下		
濃縮度	5.0%	以下			
燃焼度					
発熱量	該当	しない			
冷却日数					
		232U	$\leq 0.0001 \ \mu \text{g/gU}$		
濃縮ウラン中の		234U	$\leq 10 \times 10^3 \ \mu \ g/g^{235}U$		
不純物仕様		236U	≦250 μg/gU		
		⁹⁹ Tc	≦0.05 μg/gU		

表 7 添加物 (ケース 2)

	添加物	化学式	最大添加量
A	ステアリン酸マグネシウム	$Mg(C_{17}H_{35}COO)_2$	
В	ステアリン酸亜鉛	$(CH_3(CH_2)_{16}COO)_2Zn$	
<i>a</i>	エチレンビスステアリン酸	C ₁₇ H ₃₅ CONHCH ₂ CH ₂ NHCOC ₁₇ H ₃₅	
С	アミド	C171135COTV11C112C112TV11CCC171135	
D	ガドリニア	Gd ₂ O ₃	
Е	エルビア	Er ₂ O ₃	
F	アゾジカルボンアミド	C ₂ H ₄ N ₄ O ₂	

表8 内容器の収納制限 (ケース 2)

	装荷制限	条件(kg)	
ウラン酸化物量 (濃縮度 5%以下)	添加物、緩衝材合計	袋、瓶合計	合計
10.00	5.00	5.00	20.00

- *収納物を装荷する内容器は1つのみであり、その中に1個の長尺粉末収納缶を装荷する。
- *装荷制限条件は粉末、焼結体、スクラップ全て同じものである。
- *ウラン酸化物を収納した粉末収納缶(ケース 1)、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶(ケース 2)、及びウラン残渣を収納した粉末収納缶(ケース 3)は同一輸送容器内に混載しない。

表 9 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量(ケース 3)

	か良の下が数をで			重量及び放射能の量(ケース3)	
種類		ウラン化合物及びその他含有物 (表10の通り)			
性状		固体			
重量	重量		1の通り		
		総	総 量 3.206×109Bq以下		
			232U	1.150×10 ⁷ Bq以下	
		主一	234U	2.313×10 ⁹ Bq 以下	
放射能の量**		要一	235 U	1.601×10 ⁸ Bq 以下	
		なー	236U	1.197×10 ⁷ Bq 以下	
		核一	238U	7.089×10 ⁸ Bq以下	
		種 —	⁹⁹ Tc	1.255×10 ⁵ Bq 以下	
濃縮度		20.0wt%以下			
燃焼度					
発熱量		該当しない			
冷却日数					
		$\leq 0.0001 \mu$ g/gU		$001\mu~{ m g/gU}$	
		^{234}U $\leq 10 \times 10^3 \mu \text{g/g}^{235}\text{U}$		$ imes 10^3\mu$ g/g $^{235}\mathrm{U}$	
	濃縮度	236U	\leq 250 μ g/gU		
	5.0wt%以下	99Tc	Tc ≤0.01 μ g/gU		
濃縮ウラン中		ただし、 ²³⁶ U≦125 µ g/gU の場合は、 ²³² U 及び ⁹⁹ Tc は適			
の不純物仕様		用外			
	濃縮度	232U	$\leq 0.0004 \mu\mathrm{g/gU}$		
		234U	≦10	$ imes 10^3\mu$ g/g $^{235}\mathrm{U}$	
	20.0wt%以 下	236U	≦10	$00\mu~{ m g/gU}$	
		99Tc	$_{9}$ Tc $\leq 0.04 \mu$ g/gU		

表10 ウラン化合物及びその他の含有物 (ケース3)

項目	含有物
ウラン化合物の化学形	
態	
その他の含有物	

表11 内容器の収納制限 (ケース3)

油 ⁄ 京 庄	装荷	制限条件
濃縮度	kg-U	kg-ウラン残渣
5.00%以下	5.00	71.0
20.00%以下	0.50	71.0

- *輸送容器には、4個の内容器があるため最大重量は、それぞれ4倍した値となる。
- *輸送容器には、収納する核燃料物質等の有無に関係なく、各内容器に3個(輸送容器1 基で計12個)の粉末収納缶が収納される。
- *各内容器に最大 4.0 kg のブロッキングシステムを収納する。
- *粉末収納缶には、表5に記載する仕様のボロン入りステンレス鋼製リングが粉末収納缶内側に接着固定される。
- *ウラン酸化物を収納した粉末収納缶(ケース 1)、ウラン酸化物を収納した長尺粉末収納缶(ケース 2)、及びウラン残渣を収納した粉末収納缶(ケース 3)は同一輸送容器内に混載しない。

以上